

許可番号 08652052901

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県仙台市青葉区二日町2番27号

氏 名 仙台環境開発株式会社  
代表取締役 渡邊 晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の第1項の許可を受けた者であることを示す

複写無効

秋田市長 穂 積



許 可 の 年 月 日 平成21年12月18日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成26年12月17日

1. 事業の範囲  
(裏面別表1のとおり)
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
(裏面別表2のとおり)
3. 許可の条件
4. 許可の更新又は変更の状況
5. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無 (無)

(別表 1)

番号	特別管理産業廃棄物区分	取扱	注釈								
1	令第1号	×	廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)								
2	令第2号	×	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)								
3	令第3号	×	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)								
4	令第4号	感染性廃棄物									
	枝番	01	02	03	04	05	06	07	08	09	
	種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	政令第2条第13号廃棄物	
	取扱	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
5	令第5号イ	×	(廃PCB等)								
	令第5号ロ	×	(PCB汚染物)								
	令第5号ハ	×	(PCB処理物)								
	令第5号ヘ	○	(廃石綿等)								
	令第5号ニ、ホ及びトからシ		枝番	a	b	c	d	e	f	g	h
	種類	有害物質名	燃え殻	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定下水汚泥		
	01	アルキル水銀化合物			×						
	02	水銀又はその化合物		×		×	×	×	×	×	×
	03	カドミウム又はその化合物	×	×		×	×	×	×	×	×
	04	鉛又はその化合物	×	×		×	×	×	×	×	×
	05	有機燐化合物		×		×	×	×	×	×	×
	06	六価クロム化合物	×	×		×	×	×	×	×	×
	07	砒素又はその化合物	×	×		×	×	×	×	×	×
	08	シアン化合物		×		×	×				×
	09	PCB		×		×	×				×
	10	トリクロロエチレン		×	×	×	×				×
	11	テトラクロロエチレン		×	×	×	×				×
	12	ジクロロメタン		×	×	×	×				×
	13	四塩化炭素		×	×	×	×				×
	14	1,2-ジクロロエタン		×	×	×	×				×
	15	1,1-ジクロロエチレン		×	×	×	×				×
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン		×	×	×	×				×
	17	1,1,1-トリクロロエタン		×	×	×	×				×
	18	1,1,2-トリクロロエタン		×	×	×	×				×
	19	1,3-ジクロロプロペン		×	×	×	×				×
	20	チウラム		×		×	×				×
	21	シマジン		×		×	×				×
	22	チオベンカルブ		×		×	×				×
	23	ベンゼン		×	×	×	×				×
	24	セレン又はその化合物	×	×		×	×	×	×	×	×
	25	ダイオキシン類	×	×		×	×	×	×	×	×
6	令第6号	×	法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの及び当該ばいじんを処分するために処理したもの								
7	令第7号	×	廃棄物焼却炉である特定施設において法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん又は燃え殻(DXN類の量が基準を超えるもの)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの								
8	令第8号	×	廃棄物焼却炉である特定施設(排ガス洗浄施設を有するもの)において法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥(DXN類の量が基準を超えるもの)及び当該汚泥を処分するために処理したもの								
9	令第9号	×	ばいじん(集じん施設で集められたものであって、法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物に限る)								
10	令第10号	×	燃え殻(法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるものに限る。)であってダイオキシン類の量が基準を超えるもの								
11	令第11号	×	汚泥(法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるものに限る。)であってダイオキシン類の量が基準を超えるもの								

複写無効

〔備考〕・「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。  
 ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、  
 「×」は取り扱うことができないものを示す。

(別表 2)

施設区分	施設所在地	特別管理産業廃棄物の種類	保管施設面積	保管量上限	保管高さ

〔備考〕・「保管高さ」は、処理基準により認められている保管方法における保管最高点を示す。  
 ・特別管理産業廃棄物の種類の英数字は、別表1の「番号」及び「枝番」と整合性がある。  
 例えば、「5-a-01から5-h-02まで」と記述されている場合は、[ ]を除き、『「アルキル水銀化合物」および「水銀又はその化合物」を含む汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、指定下水汚泥』となる。又、「4-(01,05から08)」と記述されている場合は『感染性産業廃棄物のうち汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず』となる。